

大阪市告示第1642号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年11月28日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 淀川屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和7年12月25日（木）	午前8時30分から 午後13時まで

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 淀川屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和7年12月1日（月）から 同月3日（水）まで	午前9時から 午後9時45分まで
	令和7年12月5日（金）	
	令和7年12月7日（日）	午前9時から 午後7時30分まで
	令和7年12月8日（月）から 同月10日（水）まで	午前9時から 午後9時45分まで
	令和7年12月12日（金）	
	令和7年12月14日（日）	午前9時から 午後7時30分まで
	令和7年12月15日（月）から 同月17日（水）まで	午前9時から 午後9時45分まで

令和 7 年12月19日（金）	
令和 7 年12月21日（日）	午前 9 時から 午後 7 時30分まで
令和 7 年12月22日（月）から 同月24日（水）まで	午前 9 時から 午後 9 時45分まで
令和 7 年12月26日（金）	午前 8 時30分から 午後 9 時45分まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）